

障害者施策の推進に関する条例制定について

令和3年11月22日の民生委員会で報告しました障害者施策の推進に関する取組の一つである、「手話言語」及び「情報コミュニケーション」に関する条例の制定に向けた取組及びその進捗状況については、次のとおりです。

1 市民及び当事者・関係団体との意見交換会及びアンケートの実施

条例制定の取組を進めるに当たって、コミュニケーションに難しさを抱える障害者の現状や課題を把握し、条例の内容、今後の取組などについて幅広く意見を聞くため、手話やコミュニケーションについて市民アンケート調査を行い、更に障害を持つ当事者や関係団体の方等との意見交換会及びアンケート調査を実施しました。

(1) 市民アンケート調査状況

配布数	有効回収数	有効回収率
200件	78件	39.0%

(2) 意見交換会及びアンケート調査の実施状況

実施日	団体名称	参加人数(名)
令和3年10月5日(火)	当事者, 当事者家族, 関係団体, 学生, 市民	16
令和3年11月24日(水)	呉ろうあ協会	14
令和3年11月24日(水)	呉市視覚障害者協会	6
令和3年11月27日(土)	呉手話サークル「しお」	11
令和3年11月28日(日)	呉点字サークル「あい」	13
令和3年12月5日(日)	呉市手をつなぐ育成会	15
令和3年12月7日(火)	地域活動支援センターふたば	10

令和3年12月10日（金）	呉市登録通訳者会議 ※	11
令和3年12月11日（土）	NPO法人 広島県難聴者・中途失聴者支援協会呉支部 呉市要約筆記サークル「灯だい」	7

※アンケート調査のみ実施

(3) 条例の制定方針に関する意見交換会等における主な意見

ア 10月5日実施の意見交換会で出された主な意見

- (ア) まずは知ること。知ったら、その障害特性などに合わせて何かができるようになるはず。
- (イ) 相互理解のためには、広く市民が知る機会を市が意図的に企画する必要がある。

イ 上記アの意見を踏まえて実施した意見交換会及びアンケート調査での主な意見

別紙資料1参照

2 呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会（以下「障害者福祉専門分科会」）の開催

(1) 会議の開催状況

開催日		議事内容
第1回	令和3年11月11日（木）	ア 障害者施策の推進に関する取組について イ 「手話言語」及び「情報コミュニケーション」に関する条例制定の方針について
第2回	令和3年12月23日（木）	ア 「手話言語」及び「情報コミュニケーション」に関する条例制定について イ 市の検討（案） ウ 今後のスケジュール

(2) 障害者福祉専門分科会における主な意見

ア 第1回障害者福祉専門分科会

- (ア) 条例は制定するのがゴールではなく、制定してからがスタートである。条例をどのように普及していくかが重要
- (イ) ろう者だけが障害者ではない。より広い視野を持ち、障害のある人が、手話を含めたコミュニケーションをどのようにとりやすく住み良いまちにするのかという土台があって、その枝葉として、手話は言語であるなどの話になり得ると考える。その辺の骨格・考え方をしっかりと定義しておくべき。

イ 第2回障害者福祉専門分科会

(ア) 障害者が生活しやすいまちにするためにも条例は必要。市民にどうやって知ってもらえるかが課題

(イ) まず、「手話」を「言語」としてきちんと周知していくことが大前提であり、コミュニケーションツール以前の「言語」として押さえることが必要と考える。それが、手話を今使っている人やこれから使うであろう子どもたちの学びの権利につながる。何より、当事者の方が望んでいることは、大切にすべきと考える。

3 講演会の開催

令和3年12月4日（土）に、障害福祉について関心と理解を深め、障害のある方の社会参加への意欲を高めることを目的とし、市民への意識啓発に関わる取組の一環として、障害者施策の推進に関する条例制定について講演会を開催し、190名の来場がありました。

4 呉市情報コミュニケーション条例（素案）及び呉市手話言語条例（素案）の策定

(1) 条例の制定方針

障害に対する配慮がないと、障害のある人となない人との間で得られる情報の格差が広がり、情報のやり取りが十分に行えずコミュニケーションに支障が生じるおそれがあります。情報コミュニケーション条例は、障害者とその障害の特性に応じた方法で情報を取得し、必要なコミュニケーション手段を選択できることでコミュニケーションが保障されることを目指すものです。また、自らコミュニケーション手段を選択することは、誰にとっても必要不可欠なことです。手話言語条例は、手話は言語であるという認識に基づき、手話を言語とするろう者への理解及び手話の理解と普及を目指すものです。

障害を持つ当事者や関係団体との意見交換会及びアンケート調査、障害者福祉専門分科会の意見において、全ての障害者に対する情報取得とコミュニケーションの保障、ろう者にとって自ら意思表示できる手話言語の理解、それぞれの条例の目的・内容を分かりやすく市民等に理解していただくことが何より重要であるとの意見等を踏まえ、二つの条例を別々の条例案として制定するよう議会に提案することとします。

(2) 条例（素案）の策定

上記の条例の制定方針を踏まえて、資料2のとおり呉市情報コミュニケーション条例（素案）、資料3のとおり呉市手話言語条例（素案）を策定しました。

5 条例（素案）に対する市民からの意見募集について

(1) 意見募集をする案件名

呉市情報コミュニケーション条例（素案）・呉市手話言語条例（素案）

(2) 意見募集期間等

ア 公表期間 令和4年2月21日（月）から

イ 募集期間 令和4年2月21日（月）から

令和4年3月22日（火）まで（30日間）

(3) 意見募集の周知方法

ア 呉市ホームページへ記載

イ 呉市役所2階障害福祉課及び各市民センター（支所）窓口における配布

(4) 意見書の提出

意見書に必要事項（意見内容並びに住所、氏名及び電話番号）を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参（障害福祉課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

(5) 意見の公表場所

呉市ホームページ、呉市役所2階障害福祉課及び1階シビックモール（国際ソロプチミスト呉広場）、各市民センター（支所）窓口

(6) 今後のスケジュール

2月中旬	呉市ホームページ及び市政だより3月号で意見募集の告知
2月21日	意見募集の開始
3月22日	意見募集の締切
4月上旬	障害者福祉専門分科会において意見募集結果の報告 分科会における条例案の審議
6月上旬	6月定例会において意見募集結果の報告及び条例案の提案

6 今後のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
議会 (民生委員会)			● 行政報告 ・条例制定について (方針, 概要等)			● 行政報告 ・条例素案 ・パブコメ実施				● 6月定例会 ・議案提出	
手話言語条例及び情報 コミュニケーション条例		⇒ 主な意見・ アンケート分析 ⇒ 条例制定の方針作成		⇒ 条例素案の作成		⇒ パブリック コメント	⇒ 最終案の 作成				
障害者差別解消条例											⇒ 国の基本方針を 踏まえ取り組む
当事者団体等 (意見交換会) (アンケート)	⇒ 当事者・関係団体 等との意見交換会 ⇒ アンケート調査		⇒ 当事者・関係団体 等との意見交換会		⇒ 当事者・関係団体 等との意見交換会						
保健福祉審議会 (障害者福祉専門分科会)			■ 条例制定の方針審議	■ 条例素案審議				■ 条例最終案審議			